

## 平成 30 年度 青少年体験活動奨励制度 アドバイザーの手引き

平成 30 年度青少年体験活動奨励制度は、一般社団法人教育支援人材認証協会青少年体験活動奨励制度ワーキンググループ（以下、WG）が主催で実施します。

昨年度までと比較して、事務手続き及び対応を簡素化します。その中でも参加者にはより充実した体験活動をしてもらえるよう、今年度は内容やオペレーションについて工夫・改善し、一部変更点がございますので、以下をよくお読みいただき確認ください。

### アドバイザーの条件

これまでに経験のある方に活動していただきます（これからアドバイザーになりたい方は事務局までご相談下さい）。ただし、今年度の活動を始める前に、必ず誓約書に署名捺印をして以下のいずれかの方法で WG までご提出下さい（原本はすべての活動が終了するまで保持下さい）。

- ① 署名捺印した書面を FAX 送信、または当該書面をスキャンしたファイルを添付メールで提出
- ② 署名捺印した書面をスマートホン等の携帯デバイスで写真にとり、それを添付メールで提出
- ③ 当該書面の郵送を希望される方は、その旨事務局までお知らせ下さい。返信用封筒を送らせていただきます（この場合は原本を提出いただきます）。

【Email : info@japan-youth-award.net / FAX : 042-329-7620】

### 昨年度からの変更点

#### 1) 参加者の申込み条件について

- ジュニア版は、小学 4 年生から中学 3 年生が対象。保護者からの承諾をいただくことを条件としてお申込みいただけます。
- シニア版は、高校生以上、短大、大学、専門学校生が対象。20 歳未満の方は、保護者からの承諾をいただくことを条件としてお申込みいただけます。

上記対象外の方で参加希望者がいた場合、アドバイザーの方がサポートできると判断される場合は、エントリーいただいても結構です。

#### ※上記対象外の参加希望者例※

【例えば…】 小学校 1～3 年生だけやってみたい／大学院生だけやってみたい  
大学生でもない 23 歳以上だけエントリーしてみたい、等

#### 2) 参加者の申込書について

申込書は、参加者からアドバイザーの方に提出いただき、アドバイザーが保管してください。スタート時には、WG へエントリー者の学年と人数のみを WG へお送りください。申込書原本はお送りいただかなくて結構です。

#### 3) 活動の領域と要件について

- 領域名を一部変更しました。  
「ボランティア体験」→「社会体験（ボランティア）」、「教養体験」→「生活・文化体験」、  
「運動または学習体験」→「運動または生活・文化体験」
- シニア版の必要な時間数を変更しました。  
運動、教養、ボランティア体験は、3 ヶ月以上、1 つは 6 ヶ月以上でしたが、自然体験以外の 3 つの領域は、すべて 12 週以上で可とします。

#### 4) 修了の要件について

- 昨年度より緩やかな活動を考えます。  
例えば、期間が終了し、12 週に満たなくて 11 週だった場合や、回数が少し足りない、合計の時間数が数時間足りないというような場合、アドバイザーの方のご判断とご指導にお

任せしたいと思います。

○ 修了の審査委員会は実施いたしません。

アドバイザーの方が記録ブックを確認し、達成について承認をいただいた方を修了者とします。

5) 修了の手続きについて

修了を承認された活動者の一覧表を作成いただき、WGへお送りください。

一覧表のフォーマットは、WGで用意する予定です。

記録ブックは、WGへ提出いただかなくて結構です。

6) 修了証について

修了者へは、一般社団法人教育支援人材認証協会から修了証が発行されます。

文部科学省からの修了証はございません（委託事業ではなくなったため）。

修了証は、アドバイザーの方へまとめてお送りいたします。

なお、表彰式の開催については、今後の状況によつての検討事項とします。

7) レベル証について

★ **ジュニア版 小学生**：1回目の達成を、**小学生の部の銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

★ **ジュニア版 中学生**：1回目の達成を、**中学生の部の銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

★ **シニア版**：1回目の達成を、**シニアの銅賞**、2回目を**銀賞**、3回目を**金賞**のレベルとし、達成者には各レベルの称号が付与されます。

実施期間は、ジュニア版・小学生が8週、中学生で10週、シニア版は12週でそれぞれ達成します。したがって、1月31日までの期間内で2クール目、3クール目に取り組み、銅→銀→金賞というようにレベルアップに挑戦していただくことも可能です。すなわち、今年度初めての参加者でも、早くから始めれば金賞まで進める可能性があります。

8) 運営費及び人材について（お願い）

今年度は文部科学省の委託事業ではないため、賛助金を基盤とする限られた財源及び人材（労力）にて運営されています。したがって、細かな点で行き届かないことも多々ありますことご容赦下さい。また、事務局作業や対応の簡略化にご理解とご協力をお願い申し上げます。別紙にある「賛助金募集」にもお目通しいただきご協力下されれば幸いです。

**その他**

○ エディンバラ公国際アワード日本支部が昨年度末でなくなり、今年度はインターナショナルアワードの申請ができなくなりました。もし取得希望者がいる場合は、直接、個人でエディンバラ公国際アワード事務局へ英語でお問い合わせいただくこととなります。お問い合わせ先を知りたい方はWGまでご連絡ください。

○ 今年度は、有志からなるWGによって事務局運営に取り組んでおります。WGとアドバイザーの皆様とのやりとりは、なるべくペーパーレス化し、連絡はメールでのやりとりを基本にお願いいたします。

**【平成30年度 青少年体験活動奨励制度ワーキンググループ メンバー】** \*ワーキング長

\*小森伸一（東京学芸大学准教授/学長補佐） 瀧口優（白梅学園短期大学教授）

綾田雄広 遠藤隆一 小山田佳代

## アドバイザーの心構え

### ● 体験活動の意義を確認する。

- ・ 今までの研究より、体験活動を行うことで「生きる力／生き抜く力」が養成されると言われています。具体的には、主体性、自立心、チャレンジ精神、責任感、協調性、対応する力、コミュニケーション能力等です。
- ・ ただし、これらの成果を上げるには、ある程度の継続性が必要です。
- ・ 本制度のジュニア版やシニア版は体験活動を行う契機となります。

### ● 参加者の「自主的」な活動を応援、サポートする。

- ・ 適宜、参加者に必要な情報を提供することで、参加者の興味関心に基づく活動を選択できるよう支援する。
- ・ どの程度の目標に挑戦することが、その活動者にとって意味ある体験となるかということに留意する。

### ● 参加者の「継続的」な活動を応援、サポートする。

- ・ 活動者が自分自身の興味や関心を見いだせるよう対話を重ねる。

### ● 参加者が活動を振り返るサポートをする。

### ● 子どもの権利条約の理念を理解する。

- ・ 子どもの権利条約で定められている子どもの権利を守り、理念を活かしたサポート活動を行う。
- ・ 参考:ユニセフの HP 「子どもの権利条約」についてより、条約には、大きく分けて「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められている。

ご質問やご意見がありましたら、下記までメールにてご連絡ください。

**【問合せ】** 一般社団法人 教育支援人材認証協会 青少年体験活動奨励制度ワーキンググループ

事務担当: 小山田

〒184-8501 東京都小金井市貫井北町 4-1-1 東京学芸大学 小森研究室内

\* お問い合わせ等は、メールでご連絡ください（または FAX で。電話は不可）

メール: [info@japan-youth-award.net](mailto:info@japan-youth-award.net) FAX: 042-329-7620

HP : <http://japan-youth-award.net> Facebook : [www.facebook.com/seisyounen](http://www.facebook.com/seisyounen)